

奈良県人事委員会告示第一号

平成十九年三月奈良県人事委員会告示第二号（勤務条件に関する措置要求の審査に必要な書面及び様式）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

第二号中「不利益処分についての不服申立てに必要な書面及び様式」を「不利益処分についての審査請求に必要な書面及び様式」に改める。